

厚生労働省発基1222第5号

令和5年12月22日

労働政策審議会

会長 清家 篤 殿

厚生労働大臣 武見 敬三



別紙「労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の意見を求める。

労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱

第一 労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部改正

- 一 労災保険率（船舶所有者の事業に係るものを除く。）を別添一のとおり改正すること。
- 二 船舶所有者の事業に係る労災保険率を、千分の四十二とすること。
- 三 第二種特別加入保険料率を別添二のとおり改正すること。
- 四 労務費率（請負による建設の事業に係る賃金総額の算定に当たり請負金額に乗ずる率をいう。）を別添三のとおり改正すること。

第二 施行期日等

- 一 この省令は、令和六年四月一日から施行すること。
- 二 この省令の施行に関し必要な経過措置を定めること。

( 別添一 )

下線が改正部分

改 正 案			現 行		
別表第 1 (第 6 条、第 16 条関係) 労 災 保 険 率 表			別表第 1 (第 6 条、第 16 条関係) 労 災 保 険 率 表		
事業の種類の種類	事業の種類	労災保険率	事業の種類の種類	事業の種類	労災保険率
林 業	林業	<u>1000分の 52</u>	林 業	林業	<u>1000分の 60</u>
漁 業	海面漁業 (定置網漁業又は海面魚類養殖業を除く。)	1000分の 18	漁 業	海面漁業 (定置網漁業又は海面魚類養殖業を除く。)	1000分の 18
	定置網漁業又は海面魚類養殖業	<u>1000分の 37</u>		定置網漁業又は海面魚類養殖業	<u>1000分の 38</u>
鉱 業	金属鉱業、非金属鉱業 (石灰石鉱業又はドロマイト鉱業を除く。) 又は石炭鉱業	1000分の 88	鉱 業	金属鉱業、非金属鉱業 (石灰石鉱業又はドロマイト鉱業を除く。) 又は石炭鉱業	1000分の 88
	石灰石鉱業又はドロマイト鉱業	<u>1000分の 13</u>		石灰石鉱業又はドロマイト鉱業	<u>1000分の 16</u>

	原油又は天然ガス鉱業	1000分の2.5		原油又は天然ガス鉱業	1000分の2.5
	採石業	1000分の 37		採石業	1000分の 49
	その他の鉱業	1000分の 26		その他の鉱業	1000分の 26
建設事業	水力発電施設、ずい道等新設事業	1000分の 34	建設事業	水力発電施設、ずい道等新設事業	1000分の 62
	道路新設事業	1000分の 11		道路新設事業	1000分の 11
	舗装工事業	1000分の 9		舗装工事業	1000分の 9
	鉄道又は軌道新設事業	1000分の 9		鉄道又は軌道新設事業	1000分の 9
	建築事業（既設建築物設備工事業を除く。）	1000分の9.5		建築事業（既設建築物設備工事業を除く。）	1000分の9.5
	既設建築物設備工事業	1000分の 12		既設建築物設備工事業	1000分の 12
	機械装置の組立て又は据付けの事業	1000分の 6		機械装置の組立て又は据付けの事業	1000分の6.5
	その他の建設事業	1000分の 15		その他の建設事業	1000分の 15
製造業	食料品製造業	1000分の5.5	製造業	食料品製造業	1000分の 6

繊維工業又は繊維製品製造業	1000分の 4
木材又は木製品製造業	<u>1000分の 13</u>
パルプ又は紙製造業	<u>1000分の 7</u>
印刷又は製本業	1000分の3.5
化学工業	1000分の4.5
ガラス又はセメント製造業	1000分の 6
コンクリート製造業	1000分の 13
陶磁器製品製造業	<u>1000分の 17</u>
その他の窯業又は土石製品製造業	<u>1000分の 23</u>
金属精錬業（非鉄金属精錬業を除く。）	1000分の6.5
非鉄金属精錬業	1000分の 7

繊維工業又は繊維製品製造業	1000分の 4
木材又は木製品製造業	<u>1000分の 14</u>
パルプ又は紙製造業	<u>1000分の6.5</u>
印刷又は製本業	1000分の3.5
化学工業	1000分の4.5
ガラス又はセメント製造業	1000分の 6
コンクリート製造業	1000分の 13
陶磁器製品製造業	<u>1000分の 18</u>
その他の窯業又は土石製品製造業	<u>1000分の 26</u>
金属精錬業（非鉄金属精錬業を除く。）	1000分の6.5
非鉄金属精錬業	1000分の 7

金属材料品製造業（鋳物業を除く。）	<u>1000分の 5</u>
鋳物業	1000分の 16
金属製品製造業又は金属加工業（洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業及びめつき業を除く。）	<u>1000分の 9</u>
洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業（めつき業を除く。）	1000分の6.5
めつき業	<u>1000分の6.5</u>
機械器具製造業（電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、船舶製造又は修理業及び計量器、光学機械、時計等製造業を除く。）	1000分の 5
電気機械器具製造業	<u>1000分の 3</u>
輸送用機械器具製造業（船舶製造又は修理業を除く。）	1000分の 4

金属材料品製造業（鋳物業を除く。）	<u>1000分の5.5</u>
鋳物業	1000分の 16
金属製品製造業又は金属加工業（洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業及びめつき業を除く。）	<u>1000分の 10</u>
洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業（めつき業を除く。）	1000分の6.5
めつき業	<u>1000分の 7</u>
機械器具製造業（電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、船舶製造又は修理業及び計量器、光学機械、時計等製造業を除く。）	1000分の 5
電気機械器具製造業	<u>1000分の2.5</u>
輸送用機械器具製造業（船舶製造又は修理業を除く。）	1000分の 4

	船舶製造又は修理業	1000分の 23		船舶製造又は修理業	1000分の 23
	計量器、光学機械、時計等製造業（電気機械器具製造業を除く。）	1000分の2.5		計量器、光学機械、時計等製造業（電気機械器具製造業を除く。）	1000分の2.5
	貴金属製品、装身具、皮革製品等製造業	1000分の3.5		貴金属製品、装身具、皮革製品等製造業	1000分の3.5
	その他の製造業	<u>1000分の 6</u>		その他の製造業	<u>1000分の6.5</u>
運 輸 業	交通運輸事業	1000分の 4	運 輸 業	交通運輸事業	1000分の 4
	貨物取扱事業（港湾貨物取扱事業及び港湾荷役業を除く。）	<u>1000分の8.5</u>		貨物取扱事業（港湾貨物取扱事業及び港湾荷役業を除く。）	<u>1000分の 9</u>
	港湾貨物取扱事業（港湾荷役業を除く。）	1000分の 9		港湾貨物取扱事業（港湾荷役業を除く。）	1000分の 9
	港湾荷役業	<u>1000分の 12</u>		港湾荷役業	<u>1000分の 13</u>
電気、ガス、水道又は熱供給の事業	電気、ガス、水道又は熱供給の事業	1000分の 3	電気、ガス、水道又は熱供給の事業	電気、ガス、水道又は熱供給の事業	1000分の 3

その他の事業	農業又は海面漁業以外の漁業	1000分の 13
	清掃、火葬又はと畜の事業	1000分の 13
	ビルメンテナンス業	<u>1000分の 6</u>
	倉庫業、警備業、消毒又は害虫駆除の事業 又はゴルフ場の事業	1000分の6.5
	通信業、放送業、新聞業又は出版業	1000分の2.5
	卸売業・小売業、飲食店又は宿泊業	1000分の 3
	金融業、保険業又は不動産業	1000分の2.5
	その他の各種事業	1000分の 3

その他の事業	農業又は海面漁業以外の漁業	1000分の 13
	清掃、火葬又はと畜の事業	1000分の 13
	ビルメンテナンス業	<u>1000分の5.5</u>
	倉庫業、警備業、消毒又は害虫駆除の事業 又はゴルフ場の事業	1000分の6.5
	通信業、放送業、新聞業又は出版業	1000分の2.5
	卸売業・小売業、飲食店又は宿泊業	1000分の 3
	金融業、保険業又は不動産業	1000分の2.5
	その他の各種事業	1000分の 3



( 別添二 )

下線が改正部分

改 正 案

現 行

別表第5 (第23条関係)

別表第5 (第23条関係)

第2種特別加入保険料率表

第2種特別加入保険料率表

事業又は 作業の種 類の番号	事業又は作業の種類	第2種特別 加入保険料 率	事業又は 作業の種 類の番号	事業又は作業の種類	第2種特別 加入保険料 率
特 1	労働者災害補償保険法施行規則 (以下「労災保険法 施行規則」という。) 第46条の17第1号の事業	<u>1000分の11</u>	特 1	労働者災害補償保険法施行規則 (以下「労災保険法 施行規則」という。) 第46条の17第1号の事業	<u>1000分の12</u>
特 2	労災保険法施行規則 第46条の17第2号の事業	<u>1000分の17</u>	特 2	労災保険法施行規則 第46条の17第2号の事業	<u>1000分の18</u>
特 3	労災保険法施行規則 第46条の17第3号の事業	1000分の45	特 3	労災保険法施行規則 第46条の17第3号の事業	1000分の45
特 4	労災保険法施行規則	1000分の52	特 4	労災保険法施行規則	1000分の52

		第46条の17第4号の事業			第46条の17第4号の事業		
特	5	労災保険法施行規則 第46条の17第5号の事業	1000分の6	特	5	労災保険法施行規則 第46条の17第5号の事業	1000分の7
特	6	労災保険法施行規則 第46条の17第6号の事業	1000分の14	特	6	労災保険法施行規則 第46条の17第6号の事業	1000分の14
特	7	労災保険法施行規則 第46条の17第7号の事業	1000分の48	特	7	労災保険法施行規則 第46条の17第7号の事業	1000分の48
特	8	労災保険法施行規則 第46条の17第8号の事業	1000分の3	特	8	労災保険法施行規則 第46条の17第8号の事業	1000分の3
特	9	労災保険法施行規則 第46条の17第9号の事業	1000分の3	特	9	労災保険法施行規則 第46条の17第9号の事業	1000分の3
特	10	労災保険法施行規則 第46条の17第10号の事業	1000分の3	特	10	労災保険法施行規則 第46条の17第10号の事業	1000分の3
特	11	労災保険法施行規則 第46条の17第11号の事業	1000分の3	特	11	労災保険法施行規則 第46条の17第11号の事業	1000分の3

特 1 2	労災保険法施行規則 第46条の18第1号ロの作業	1000分の3	特 1 2	労災保険法施行規則 第46条の18第1号ロの作業	1000分の3
特 1 3	労災保険法施行規則 第46条の18第2号イの作業	1000分の3	特 1 3	労災保険法施行規則 第46条の18第2号イの作業	1000分の3
特 1 4	労災保険法施行規則 第46条の18第3号イ又はロの作業	<u>1000分の14</u>	特 1 4	労災保険法施行規則 第46条の18第3号イ又はロの作業	<u>1000分の15</u>
特 1 5	労災保険法施行規則 第46条の18第3号ハの作業	<u>1000分の5</u>	特 1 5	労災保険法施行規則 第46条の18第3号ハの作業	<u>1000分の6</u>
特 1 6	労災保険法施行規則 第46条の18第3号ニの作業	1000分の17	特 1 6	労災保険法施行規則 第46条の18第3号ニの作業	1000分の17
特 1 7	労災保険法施行規則 第46条の18第3号ホの作業	1000分の3	特 1 7	労災保険法施行規則 第46条の18第3号ホの作業	1000分の3
特 1 8	労災保険法施行規則 第46条の18第3号ヘの作業	1000分の18	特 1 8	労災保険法施行規則 第46条の18第3号ヘの作業	1000分の18
特 1 9	労災保険法施行規則 第46条の18第2号ロの作業	1000分の3	特 1 9	労災保険法施行規則 第46条の18第2号ロの作業	1000分の3

特 2 0	労災保険法施行規則 第46条の18第1号イの作業	1000分の 9	特 2 0	労災保険法施行規則 第46条の18第1号イの作業	1000分の 9
特 2 1	労災保険法施行規則 第46条の18第4号の作業	1000分の 3	特 2 1	労災保険法施行規則 第46条の18第4号の作業	1000分の 3
特 2 2	労災保険法施行規則 第46条の18第5号の作業	1000分の 5	特 2 2	労災保険法施行規則 第46条の18第5号の作業	1000分の 5
特 2 3	労災保険法施行規則 第46条の18第6号の作業	1000分の 3	特 2 3	労災保険法施行規則 第46条の18第6号の作業	1000分の 3
特 2 4	労災保険法施行規則 第46条の18第7号の作業	1000分の 3	特 2 4	労災保険法施行規則 第46条の18第7号の作業	1000分の 3
特 2 5	労災保険法施行規則 第46条の18第8号の作業	1000分の 3	特 2 5	労災保険法施行規則 第46条の18第8号の作業	1000分の 3

( 別添三 )

下線が改正部分

改 正 案			現 行		
別表第2 (第13条関係) 労 務 費 率 表			別表第2 (第13条関係) 労 務 費 率 表		
事業の種類 の分類	事業 の種 類	請負金額に 乗 ずる率	事業の種類 の分類	事業 の種 類	請負金額に 乗 ずる率
建 設 事 業	水力発電施設、ずい道等新設事業	19%	建 設 事 業	水力発電施設、ずい道等新設事業	19%
	道路新設事業	19%		道路新設事業	19%
	舗装工事業	17%		舗装工事業	17%
	鉄道又は軌道新設事業	<u>19%</u>		鉄道又は軌道新設事業	<u>24%</u>
	建築事業 (既設建築物設備工事業を除く。)	23%		建築事業 (既設建築物設備工事業を除く。)	23%
	既設建築物設備工事業	23%		既設建築物設備工事業	23%

機械装置の組立て又は据付けの事業 組立て又は取付けに関するもの その他のもの	38% 21%
その他の建設事業	<u>23%</u>

機械装置の組立て又は据付けの事業 組立て又は取付けに関するもの その他のもの	38% 21%
その他の建設事業	<u>24%</u>

## 労災保険率等の改定について

- (1) 労災保険率の改定案
- (2) 特別加入保険料率の改定案
- (3) 労務費率の改定案

## (1) 労災保険率の改定(案)の概要

現 行

平均労災保険率 **4.5** / 1,000 (全業種の平均)

(最低 2.5 / 1,000 ~ 最高 88 / 1,000)



改定案

平均労災保険率 **4.4** / 1,000 (全業種の平均)

(最低 2.5 / 1,000 ~ 最高 88 / 1,000)

引上げ：3業種 据置き：34業種 引下げ：17業種

平成10年度以降の改定経過 (単位：1 / 1,000)

10年度	13年度	15年度	18年度	21年度	24年度	27年度	30年度
9.4	8.5	7.4	7.0	5.4	4.8	4.7	4.5

料率改定により

年間 116億円 の負担が軽減される。



## 労災保険率を構成する要素

労災保険率の構成要素 (全業種平均)		現行 (1/1,000)	改定案 (1/1,000)
業務災害分	短期給付分 療養補償給付 休業補償給付	2.22	<u>1.94</u>
	長期給付分 年金給付 (将来給付分は積立 金として保有)	1.18	<u>1.08</u>
非業務災害分		0.6	<u>0.6</u>
社会復帰促進等事業、事務の執行に要する費用		0.9	<u>0.9</u>
年金積立調整費用		▲0.4	<u>▲0.1</u>
合 計		4.5	<u>4.4</u>

※それぞれ端数処理前のものを平均しているため、その合計値と端数処理後の設定料率を平均した料率(合計)は一致しないことがある。

# 労災保険率の業種別改定(案)

(単位：1/1,000)

業種	現行	改定(案)	変化
林業	60	52	↓
海面漁業	18	18	
定置網漁業又は海面魚類養殖業	38	37	↓
金属鉱業、非金属鉱業又は石炭鉱業	88	88	
石灰石鉱業又はドロマイト鉱業	16	13	↓
原油又は天然ガス鉱業	2.5	2.5	
採石業	49	37	↓
その他の鉱業	26	26	
水力発電施設、ずい道等新設事業	62	34	↓
道路新設事業	11	11	
舗装工事業	9	9	
鉄道又は軌道新設事業	9	9	
建築事業	9.5	9.5	
既設建築物設備工事業	12	12	
機械装置の組立て又は据付けの事業	6.5	6	↓
その他の建設事業	15	15	
食料品製造業	6	5.5	↓
繊維工業又は繊維製品製造業	4	4	
木材又は木製品製造業	14	13	↓
パルプ又は紙製造業	6.5	7	↑
印刷又は製本業	3.5	3.5	
化学工業	4.5	4.5	
ガラス又はセメント製造業	6	6	
コンクリート製造業	13	13	
陶磁器製品製造業	18	17	↓
その他の窯業又は土石製品製造業	26	23	↓
金属精錬業	6.5	6.5	
非鉄金属精錬業	7	7	
金属材料品製造業	5.5	5	↓
鋳物業	16	16	
金属製品製造業又は金属加工業	10	9	↓
洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業	6.5	6.5	
めつき業	7	6.5	↓
機械器具製造業	5	5	
電気機械器具製造業	2.5	3	↑
輸送用機械器具製造業	4	4	
船舶製造又は修理業	23	23	
計量器、光学機械、時計等製造業	2.5	2.5	
貴金属製品、装身具、皮革製品等製造業	3.5	3.5	
その他の製造業	6.5	6	↓
交通運輸事業	4	4	
貨物取扱事業	9	8.5	↓
港湾貨物取扱事業	9	9	
港湾荷役業	13	12	↓
電気、ガス、水道又は熱供給の事業	3	3	
船舶所有者の事業	47	42	↓
農業又は海面漁業以外の漁業	13	13	
清掃、火葬又はと畜の事業	13	13	
ビルメンテナンス業	5.5	6	↑
倉庫業、警備業、消毒又は害虫駆除の事業又はゴルフ場の事業	6.5	6.5	
通信業、放送業、新聞業又は出版業	2.5	2.5	
卸売業・小売業、飲食店又は宿泊業	3	3	
金融業、保険業又は不動産業	2.5	2.5	
その他の各種事業	3	3	



## 激変緩和措置について

令和6年度労災保険率の改定に当たっては、次のとおりの激変緩和措置を講じる。

1 労災保険率の引上幅の上限は、1/1,000とする。

※ 労災保険率が10/1,000未満の場合は最小設定単位である0.5/1,000とする。

2 労災保険率の算定結果（激変緩和措置前）が、現行の労災保険率より高い場合であっても、業務災害の発生度合い（※）が下がっている場合は据え置きとする。

※ 賃金総額に占める給付費用の割合。

平成26年度から平成28年度までの平均と平成29年度から令和4年度までの平均を比較。

3 従来の2の対象とならない場合であっても、業務災害（※）が下がっているにもかかわらず賃金が大きく減少することによって労災保険率の算定結果（激変緩和措置前）が現行料率より高くなった場合は新型コロナウイルス感染症による影響を考慮して据え置きとする。

※ 実績に基づく給付費用。

## 激変緩和措置を講じる業種

令和6年度労災保険率改定で、激変緩和措置を講じるのは18業種（うち、2(下線)により13業種、3(二重下線)により4業種の労災保険率が据え置き）。

※ 激変緩和措置を講じる業種以外の業種は、激変緩和措置分0.1/1,000を一律に負担する（平成30年度改定：0.1/1,000）。

「海面漁業」 18/1,000

「金属鉱業、非金属鉱業又は石炭鉱業」 88/1,000

「原油又は天然ガス鉱業」 2.5/1,000

「その他の鉱業」 26/1,000

「道路新設事業」 11/1,000

「舗装工事業」 9/1,000

「鉄道又は軌道新設事業」 9/1,000

「既設建築物設備工事業」 12/1,000

「パルプ又は紙製造業」 7/1,000

「印刷又は製本業」 3.5/1,000

「ガラス又はセメント製造業」 6/1,000

「金属精錬業」 6.5/1,000

「洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業」 6.5/1,000

「船舶製造又は修理業」 23/1,000

「計量器、光学機械、時計等製造業」 2.5/1,000

「交通運輸事業」 4/1,000

「農業又は海面漁業以外の漁業」 13/1,000

「倉庫業、警備業、消毒又は害虫駆除の事業又はゴルフ場の事業」 6.5/1,000

## 新型コロナウイルス感染症の労災保険率への影響

### 新型コロナウイルス感染症に関する労災給付

令和2年3月に初の新型コロナウイルス感染症に関する労災請求が行われて以来、令和5年10月末までに211,497件(速報値)を決定している。

労災保険率の算定の基礎となる令和2年度から令和4年度までの間に行われた新型コロナウイルス感染症に係る労災支給決定に要する所要額を試算すると、短期給付約227億円、長期給付約74億円であり、合計所要額は約300億円(約100億円/年)であった。

### 労災保険率の改定への反映

新型コロナウイルス感染症は令和5年5月8日から「5類感染症」に位置づけられたところであるが、今後も一定の流行が続くと予想されている。

このため、万が一、今後、令和2年度から令和4年度と同程度の規模の新型コロナウイルス感染症に関する労災給付が発生しても労災保険財政に影響を与えないようリスクを見込んでいる(労災保険率で平均0.05/1000程度)。

## (2) 特別加入保険料率の改定案

一人親方等の保険料率(第二種特別加入保険料率)

(単位:1/1,000)

		現行	改定案	変化
特1	個人タクシー、個人貨物運送業者、原動機付自転車又は自転車を使用して行う貨物の運送の事業	12	11	↓
特2	建設業の一人親方	18	17	↓
特3	漁船による自営業者	45	45	
特4	林業の一人親方	52	52	
特5	医薬品の配置販売業者	7	6	↓
特6	再生資源取扱業者	14	14	
特7	船員法第一条に規定する船員が行う事業	48	48	
特8	柔道整復師	3	3	
特9	創業支援等措置に基づく事業を行う高年齢者	3	3	
特10	あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゆう師	3	3	
特11	歯科技工士	3	3	
特12	指定農業機械作業従事者	3	3	
特13	職場適応訓練受講者	3	3	
特14	金属等の加工、洋食器加工作業	15	14	↓
特15	履物等の加工の作業	6	5	↓
特16	陶磁器製造の作業	17	17	
特17	動力機械による作業	3	3	
特18	仏壇、食器の加工の作業	18	18	
特19	事業主団体等委託訓練従事者	3	3	
特20	特定農作業従事者	9	9	
特21	労働組合等常勤役員	3	3	
特22	介護作業従事者及び家事支援従事者	5	5	
特23	芸能関係作業従事者	3	3	
特24	アニメーション制作作業従事者	3	3	
特25	情報処理システムの設計等の情報処理に係る作業従事者	3	3	

海外労働者(第三種特別加入保険料率)

海外で行われる事業に派遣される労働者等	3	3	
---------------------	---	---	--

第二種・第三種特別加入保険料率改定詳細表

(単位:1/1,000)

	保険料算定基礎額の合計 (円)	保険給付等				年金積立調整分 *	通勤災害分 *	社会復帰促進等費用 *	所要料率 ①+②+*	(参考) 令和2年度時点 所要料率 ①+②+*	設定料率	現行料率
		短期給付		長期給付								
		所要額 (円)	率 ①	所要額 (円)	率 ②							
(第二種特別加入)												
特1 個人タクシー、個人貨物運送業者、原動機付自転車又は自転車を使用して行う貨物の運送の事業	48,351,795,643	297,584,010	6.2	112,276,994	2.3	-0.1	-	0.9	9.3	10.1	11	12
特2 建設業の一人親方	1,233,915,266,187	14,057,681,457	11.4	5,057,324,205	4.1	-0.1	0.6	0.9	16.9	16.2	17	18
特3 漁船による自営業者	2,594,980,390	68,030,751	26.2	78,979,742	30.4	-0.1	-	0.9	57.5	41.2	45	45
特4 林業の一人親方	3,570,472,502	524,835,209	147.0	46,240,144	13.0	-0.1	0.6	0.9	161.3	209.0	52	52
特5 医薬品の配置販売業者	290,058,645	1,242,717	4.3	0	0.0	-0.1	0.6	0.9	5.7	6.3	6	7
特6 再生資源取扱業者	1,420,429,328	22,263,916	15.7	0	0.0	-0.1	0.6	0.9	17.1	21.0	14	14
特7 船員法第一条に規定する船員が行う事業	153,620,140	5,803,939	37.8	0	0.0	23.1	0.6	0.9	62.4	47.2	48	48
特8 柔道整復師	327,038,333	546,565	1.7	0	0.0	-0.1	0.6	0.9	3.1	-	3	3
特9 創業支援等措置に基づく事業を行う高年齢者	2,676,667	568,883	212.5	0	0.0	-0.1	0.6	0.9	213.9	-	3	3
特10 あん摩マツサージ指圧師、はり師又はきゆう師	163,843,611	0	0.0	0	0.0	-0.1	0.6	0.9	1.4	-	3	3
特11 歯科技工士	0	0	-	0	-	-0.1	0.6	0.9	-	-	3	3
特12 指定農業機械作業従事者	145,130,786,666	312,915,501	2.2	145,651,028	1.0	-0.1	-	0.9	4.0	3.2	3	3
特13 職場適応訓練受講者	3,398,380,555	264,073	0.1	0	0.0	-0.1	0.6	0.9	1.5	1.6	3	3
特14 金属等の加工、洋食器加工作業	1,227,652,893	6,840,674	5.6	6,630,243	5.4	-0.1	-	0.9	11.8	3.4	14	15
特15 履物等の加工の作業	49,122,345	60,546	1.2	0	0.0	-0.1	-	0.9	2.0	1.5	5	6
特16 陶磁器製造の作業	0	0	-	0	-	-0.1	-	0.9	-	-	17	17
特17 動力機械による作業	78,812,916	75,055	1.0	0	0.0	-0.1	-	0.9	1.8	22.9	3	3
特18 仏壇、食器の加工の作業	0	0	-	0	-	-0.1	-	0.9	-	-	18	18
特19 事業主団体等委託訓練従事者	3,652,014,583	6,856,839	1.9	21,748,026	6.0	-0.1	0.6	0.9	9.2	1.7	3	3
特20 特定農作業従事者	145,025,648,968	1,282,182,357	8.8	615,727,593	4.2	-0.1	-	0.9	13.9	15.0	9	9
特21 労働組合等常勤役員	786,002,361	313,042	0.4	0	0.0	-0.1	0.6	0.9	1.8	1.4	3	3
特22 介護作業従事者及び家事支援従事者	3,798,357,045	16,933,657	4.5	0	0.0	-0.1	0.6	0.9	5.9	4.5	5	5
特23 芸能関係作業従事者	1,184,764,861	5,499,171	4.6	0	0.0	-0.1	0.6	0.9	6.0	-	3	3
特24 アニメーション制作作業従事者	65,826,250	33,559	0.5	0	0.0	-0.1	0.6	0.9	1.9	-	3	3
特25 情報処理システムの設計等の情報処理に係る作業従事者	354,445,555	721,501	2.0	0	0.0	-0.1	0.6	0.9	3.4	-	3	3
(第三種特別加入)												
海外で行われる事業に派遣される労働者等	569,948,714,166	198,019,131	0.3	626,711,256	1.1	-0.1	0.6	0.9	2.8	2.2	3	3
特 別 加 入 合 計	2,165,490,710,613	16,809,272,553	7.8	6,711,289,230	3.1	-0.1		0.9				



### (3) 労務費率の改定案

		現行	改定案	変化
水力発電施設、 ずい道等新設事業		19%	19%	
道路新設事業		19%	19%	
舗装工事業		17%	17%	
鉄道又は 軌道新設事業		24%	19%	↘
建築事業		23%	23%	
既設建築物設備工事業		23%	23%	
機械装置の 組立て又は 据付けの 事業	組立て又は 取付け	38%	38%	
	その他の もの	21%	21%	
その他の建設事業		24%	23%	↘

# 令和5年労務費率調査結果

(単位:%)

区 分	[31]	[32]	[33]	[34]	[35]	[38]	[36]		[37]
	水力発電施設、 ずい道等新設事業	道路新設事業	舗装工事業	鉄道又は 軌道新設事業	建築事業	既設建築物 設備工事業	機械装置の組立て又は 据付けの事業	組立て又は 取付け	その他のもの
(労務費率の事業場)	82.96	90.50	93.42	95.48	91.07	91.60	92.87	93.11	89.92
第1・四分位数	17.17	13.95	13.37	8.97	16.16	15.18	22.53	12.57	15.68
<b>中 位 数</b>	<b>19.00</b>	<b>19.00</b>	<b>17.00</b>	<b>19.01</b>	<b>23.00</b>	<b>23.00</b>	<b>37.81</b>	<b>20.91</b>	<b>23.29</b>
第3・四分位数	20.24	23.92	21.80	23.03	32.80	37.00	51.26	30.30	31.60
加重平均	19.27	18.36	19.74	22.73	24.91	25.40	38.10	22.14	19.64
単純平均	19.82	20.06	20.01	19.88	28.25	29.79	42.39	22.63	27.11
(実支払賃金の事業場)	17.04	9.50	6.58	4.52	8.93	8.40	7.13	6.89	10.08
第1・四分位数	8.94	10.51	15.57	—	5.38	16.89	17.58	—	15.27
<b>中 位 数</b>	<b>14.48</b>	<b>15.77</b>	<b>25.72</b>	<b>20.71</b>	<b>16.96</b>	<b>29.07</b>	<b>38.00</b>	<b>17.08</b>	<b>23.03</b>
第3・四分位数	16.43	20.37	31.30	—	24.10	53.92	55.50	—	37.76
加重平均	8.10	15.52	12.76	20.71	11.77	23.10	25.75	17.08	19.51
単純平均	13.08	25.11	25.20	20.71	21.17	39.43	44.80	17.08	30.20
(合計)	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
第1・四分位数	16.42	13.42	13.40	10.24	15.39	15.29	21.94	13.72	15.69
<b>中 位 数</b>	<b>18.25</b>	<b>19.00</b>	<b>17.18</b>	<b>19.74</b>	<b>23.00</b>	<b>23.00</b>	<b>37.93</b>	<b>20.73</b>	<b>23.29</b>
第3・四分位数	19.81	23.91	23.56	22.47	32.20	38.00	52.02	29.24	31.91
加重平均	15.32	17.56	19.46	22.43	24.34	25.30	37.66	22.06	19.63
単純平均	18.67	20.54	20.35	19.92	27.62	30.60	42.56	22.24	27.42

\* 調査期間: 令和5年5月15日~6月9日

\* 調査事業場数 8,946 / 有効回答 4,608 有効回答率 51.5%

# 労災保険率等に係る関係法令

労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）

（保険料）

第30条 労働者災害補償保険事業に要する費用にあてるため政府が徴収する保険料については、**徴収法の定めるところによる。**



労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）

（労働保険料）

第10条 政府は、労働保険の事業に要する費用にあてるため保険料を徴収する。

2 前項の規定により徴収する保険料（以下「労働保険料」という。）は、次のとおりとする。

- 一 一般保険料
- 二 第一種特別加入保険料
- 三 第二種特別加入保険料
- 三の二 第三種特別加入保険料
- 四 印紙保険料
- 五 特例納付保険料



労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）

（一般保険料の額）

第11条 **一般保険料の額は、賃金総額に次条の規定による一般保険料に係る保険料率を乗じて得た額とする。**

- 2 前項の「賃金総額」とは、事業主がその事業に使用するすべての労働者に支払う賃金の総額をいう。
- 3 前項の規定にかかわらず、厚生労働省令で定める事業については、厚生労働省令で定めるところにより算定した額を当該事業に係る賃金総額とする。



労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）

（一般保険料に係る保険料率）

第12条 一般保険料に係る保険料率は、次のとおりとする。

- 一 **労災保険及び雇用保険に係る保険関係が成立している事業にあつては、労災保険率と雇用保険率（第五項（第十項又は第十一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第八項又は第九項の規定により変更されたときは、その変更された率。第四項を除き、以下同じ。）とを加えた率**
- 二 **労災保険に係る保険関係のみが成立している事業にあつては、労災保険率**
- 三 **雇用保険に係る保険関係のみが成立している事業にあつては、雇用保険率**
- 2 **労災保険率は、労災保険法の規定による保険給付及び社会復帰促進等事業に要する費用の予想額に照らし、将来にわたつて、労災保険の事業に係る財政の均衡を保つことができるものでなければならないものとし、政令で定めるところにより、労災保険法の適用を受ける全ての事業の過去三年間の業務災害（労災保険法第七条第一項第一号の業務災害をいう。以下同じ。）、複数業務要因災害（同項第二号の複数業務要因災害をいう。以下同じ。）及び通勤災害（同項第三号の通勤災害をいう。以下同じ。）に係る災害率並びに二次健康診断等給付（同項第四号の二次健康診断等給付をいう。次項及び第十三条において同じ。）に要した費用の額、社会復帰促進等事業として行う事業の種類及び内容その他の事情を考慮して厚生労働大臣が定める。**



労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行令（昭和47年政令第46号）

労働保険の保険料の徴収等に関する法律第十二条第二項の**労災保険率は、厚生労働省令で定める事業の種類ごとに、過去三年間に発生した労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第七条第一項第一号の業務災害（以下「業務災害」という。）、同項第二号の複数業務要因災害（以下「複数業務要因災害」という。）及び同項第三号の通勤災害（以下「通勤災害」という。）に係る同法の規定による保険給付の種類ごとの受給者数及び平均受給期間、過去三年間の同項第四号の二次健康診断等給付（以下「二次健康診断等給付」という。）の受給者数その他の事項に基づき算定した保険給付に要する費用の予想額を基礎とし、労災保険に係る保険関係が成立している全ての事業の過去三年間の業務災害、複数業務要因災害及び通勤災害に係る災害率並びに二次健康診断等給付に要した費用の額、同法第二十九条第一項の社会復帰促進等事業として行う事業の種類及び内容、労働者災害補償保険事業の事務の執行に要する費用の予想額その他の事情を考慮して定めるものとする。**



労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則（昭和47年労働省令第8号）

（労災保険率等）

第16条 船員法（昭和二十二年法律第百号）第一条に規定する**船員を使用して行う船舶所有者（船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第三条に規定する場合にあつては、同条の規定により船舶所有者とされる者）の事業（以下この項において「船舶所有者の事業」という。）以外の事業に係る労災保険率は別表第一のとおりとし、船舶所有者の事業に係る労災保険率は千分の四十七とし、別表第一に掲げる事業及び船舶所有者の事業の種類細目は、厚生労働大臣が別に定めて告示する。**

# 「労災保険率の設定に関する基本方針」

平成17年3月25日制定

令和5年11月27日改定

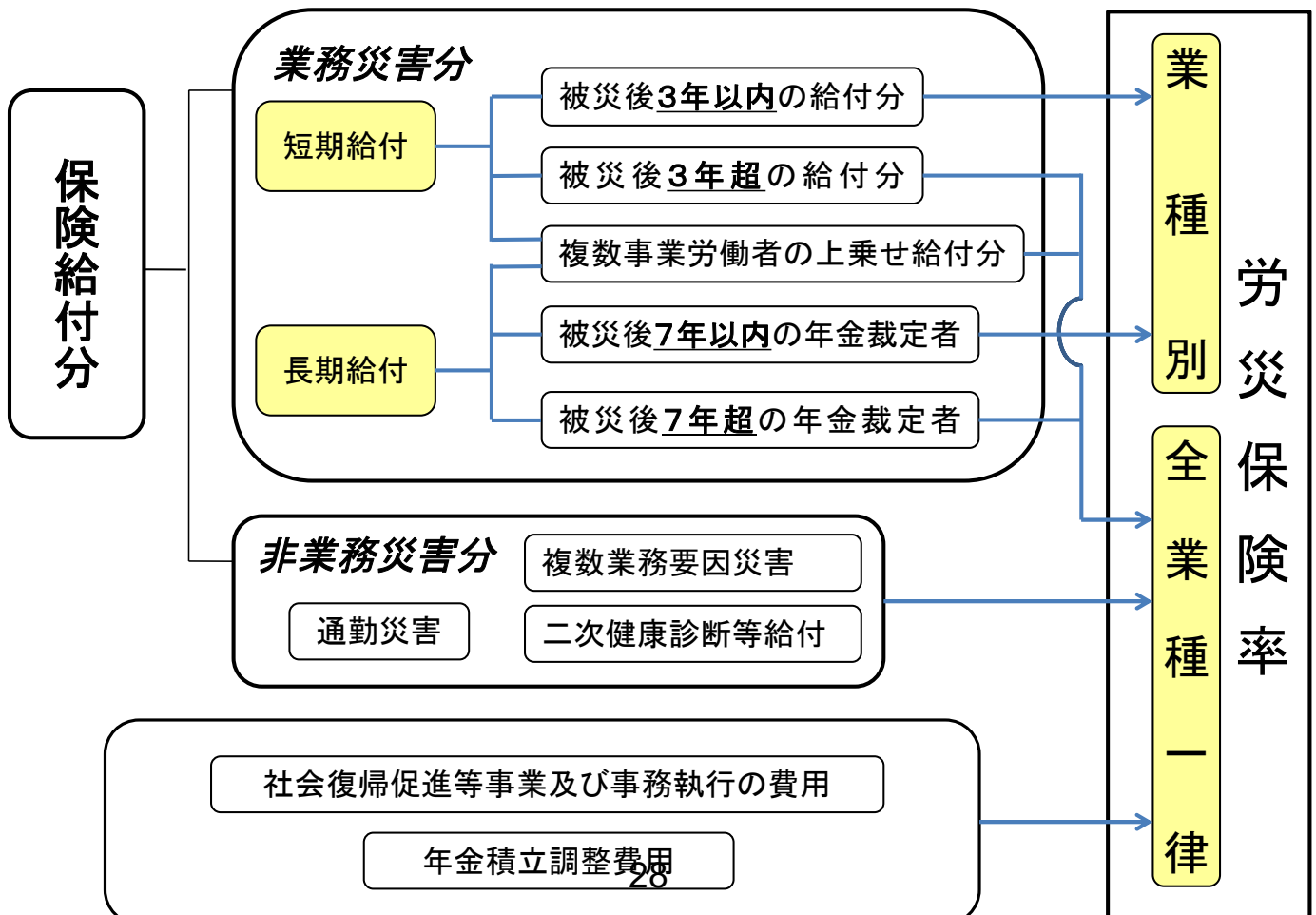
- 1 労災保険率は、業種別に設定すること。
- 2 改定は、原則として3年ごとに行うこと。
- 3 保険率の算定は、過去3年間の保険給付実績等に基づいて「料率に係る基本的な算定方式」(下図)により行うこと。

## 激変緩和措置

次の業種について、上限の設定等の一定の措置を講ずる。

- ① 算定の結果、労災保険率が一挙に上昇する業種
- ② 産業構造の変化に伴い事業場数・労働者数が激減し、収支率が著しく悪化している業種

## 料率に係る基本的な算定方式



## 労災保険率の設定に関する基本方針

平成 17 年 3 月 25 日制定

令和 5 年 11 月 27 日改定

労災保険率は、将来にわたる労災保険の事業に係る財政の均衡を保つことができるように設定することとされ、おおむね 3 年ごとに公労使三者から構成される審議会での審議を経た上で改定を行っている。

平成 16 年 3 月 19 日に「規制改革・民間開放推進 3 か年計画」が閣議決定され、その中で「事業主の労働災害防止へのインセンティブをより高めるとの観点も踏まえ、業種別の保険料率の設定について、業種ごとに異なる災害リスクも踏まえ、専門的な見地から検討し、早急に結論を得る。」とされたところであり、これを受けて、厚生労働省においては学識経験者による労災保険率の設定について総合的な検討を行った。

今般、その検討結果を踏まえ、労災保険率の設定に関する基本方針を定め、今後、この基本方針に基づき、労災保険率の設定を行うこととし、これによって、労災保険率の設定手続の透明化を図ることとする。

### 1 業種別の設定

労災保険率は、業種別に設定する。

労災保険の業種区分は、労働災害防止インセンティブを有効に機能させるという観点から、作業態様や災害の種類の種類のある業種グループ等に着眼して、当該グループごとの災害率を勘案して分類することとする。

その際には、費用負担の連帯性の下に労働災害防止活動を効果的に浸透させていくことのできる業界団体等の組織状況等について斟酌しつつ、保険技術上の観点から、保険集団としての規模及び日本標準産業分類に基づく分類等をも勘案する。

### 2 改定の頻度

労災保険率は、原則として 3 年ごとに改定する。

### 3 算定

労災保険率は、次に掲げる方式により算定する。

#### (1) 算定の方法

##### イ 算定の基礎

算定の基礎は、過去 3 年間の保険給付実績等に基づいて算定する料率設定期間における保険給付費等に要する費用の予想額とする。

##### ロ 業種別の料率に係る基本的な算定方式

業務災害分の料率については、短期給付分、長期給付分に分けて、各々、次の

方式により算定する。

(イ) 短期給付分(療養補償給付、休業補償給付等)

短期給付分については、3年間の収支が均衡する方式(「純賦課方式」)により算定する。

(ロ) 長期給付分(年金たる保険給付等)

長期給付分については、災害発生時点の事業主集団から、将来給付分も含め年金給付等に要する費用を全額徴収する方式(「充足賦課方式」)により算定する。

ハ 全業種一律賦課方式

給付等に要する費用のうち、以下に掲げる部分については、全業種一律賦課により算定する。

(イ) 業務災害分

a 短期給付のうち、災害発生より3年を経ている給付分

b 長期給付のうち、災害発生から7年を超えて支給開始される給付分

c 複数事業労働者に係る給付において、災害発生事業場以外の事業に使用されていることにより上乗せされる給付に相当する分

d 年金積立調整費用分(既裁定年金受給者に係る将来給付費用の過不足額)

(ロ) 非業務災害分等

非業務災害分(複数業務要因災害分、通勤災害分及び二次健康診断等給付分)、社会復帰促進等事業及び事務の執行に要する費用分

(2) 激変緩和措置等

算定された数値が増加した場合に、これに対応して労災保険率が一挙に引き上がる業種の労災保険率については、必要に応じて一定の激変緩和措置を講ずる。

さらに、産業構造の変化に伴って事業場数、労働者数の激減が生じたため、保険の収支状況が著しく悪化している業種の労災保険率については、必要に応じて一定の上限を設ける。

これらの具体的な措置については、料率改定時において、過去3年間の数理計算も踏まえて設定する。

なお、激変緩和措置等を講ずることにより財政的な影響が出る場合には、その必要な所要額については、全業種一律賦課とする。

4 労災保険率改定の手続等

労災保険率は、労災保険率の改定に係る基礎資料を公開するとともに、これに基づく審議会での検討を経て決定する。